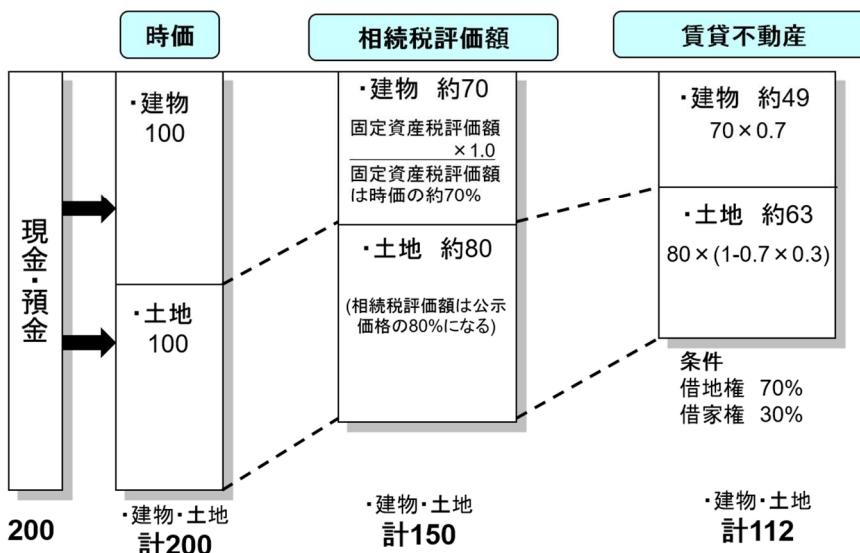


不動産購入することで相続税を安くする仕組み

不動産を利用した「資産圧縮効果」を徹底活用！

TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-5778-4722

http://toeitax.co.jp/

2016/12月号

タワーマンション節税の改正は影響なし？

平成29年税制改正

平成28年12月8日に平成29年度税制改正大綱が発表されました。今回の改正内容は小粒のものが多いという感想です。

最も世間的に注目度が高い改正は配偶者控除の改正でしょう。

この改正は一言で言ってしまうと、今まで105万円まで可能であった配偶者の年収（給与）が150万円まで今までの配偶者控除と同じ控除を受けることができるよう拡大する代わりに、本人の所得1000万円までという制限が入ってしまうという内容です。新聞報道などでは減税される人の方が多いという書き方ですが、個人的には年収制限による増税の印象の方が強いです。幻の「夫婦控除」の方がよっぽど良い改正だと思いましたが皆様はどうでしょうか？

タワマン節税改正はザル...

もう一つは「タワーマンション節税の規制」です。約20階建て以上のマンション（H30以後の新築のみ）については、上層階に行くにしたがって固定資産税負担を上げるという改正で、40階建てで差は10%程度のようです。部屋に割り振る固定資産税評価額も変われば相続税評価も差がつきますが、この程度の差では大勢に影響はありませんし、また土地は路線価と敷地権割合で決まりますので影響はありません。そもそも、マンションはタワマンに限らず、低層階であっても取引価格と相続税評価額との差は大きいですから、評価方法の抜本的な改正がない限り今後も相続税対策の受け皿となるでしょう。

今月のコメント

現在忘年会シーズン真っ只中で胃腸炎になり、苦しみながら今年最後のニュースレターを書いております。サラリーマン時代には感じませんでしたが忘年会などの「お付き合い」も立派な仕事だと最近気付きました。身体が資本ですので体調には気をつけたいと思います。いずれにしても、税理士法人設立初年度の年末を無事迎えることができました。これも皆様の厚いご支援があったからこそだと思っております。本年はとても良い出会いがたくさんありました。

来年も何卒宜しくお願い致します。

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-10-15 エキスパートオフィス渋谷505

Email : okamoto@toeitax.co.jp



東栄税理士法人